

一定の条件を満たせば

牛マルキンの生産者負担金の納付を再開します。

- ✓ 令和2年4月以降、牛マルキンの**生産者負担金の納付猶予（国費分(4分の3)の交付)**を行っています。
- ✓ **納付再開の考え方を定め**、一定の条件を満たせば牛マルキンの生産者負担金の**納付を再開**します。（**最短で令和3年6月から**）
- ✓ 再開する際には、**生産者負担金の単価を新たに設定**します。

### 納付再開の考え方

✓ **納付再開の仕組み**は、以下のとおりとします。

① **肉専用種の月平均の枝肉卸売価格<sup>(※)</sup>が、3か月連続で2,300円/kgを超えた場合、準備期間を経て納付を再開する。**

※食肉流通統計における食肉中央卸売市場価格（和牛去勢、全規格）

② **準備期間については、2か月間とし、連続した3か月目の翌々々月から納付を再開する。**

③ **新たな仕組みの導入は、令和3年1月分からとする。**

（例）**最短で納付再開となる場合**

1～3月	4～5月	<b>6月</b> <b>納付再開</b>
2,300円/kg超	準備期間	

（生産者への周知、事務手続き）

※1 新型コロナウイルス感染症の発生状況等によっては、納付再開の条件等を変更することもあり得ます。

※2 令和2年3月までに負担金を納付済みの牛が納付再開後に出荷された場合、積立金が払底していた県では国費分（4分の3）の交付となります。

### その他

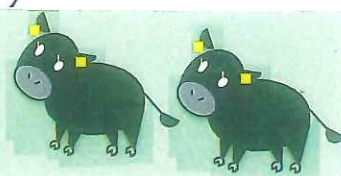
✓ **交雑種及び乳用種は、肉専用種の納付を再開するタイミング**に合わせて再開します。

✓ 納付を再開する際には、再開の条件を満たした段階の枝肉価格等を踏まえて、**都道府県ごとの保険設計を見直し、生産者負担金の単価を新たに設定**します。（納付を継続している県及び交雑種・乳用種は4月から設定します。）

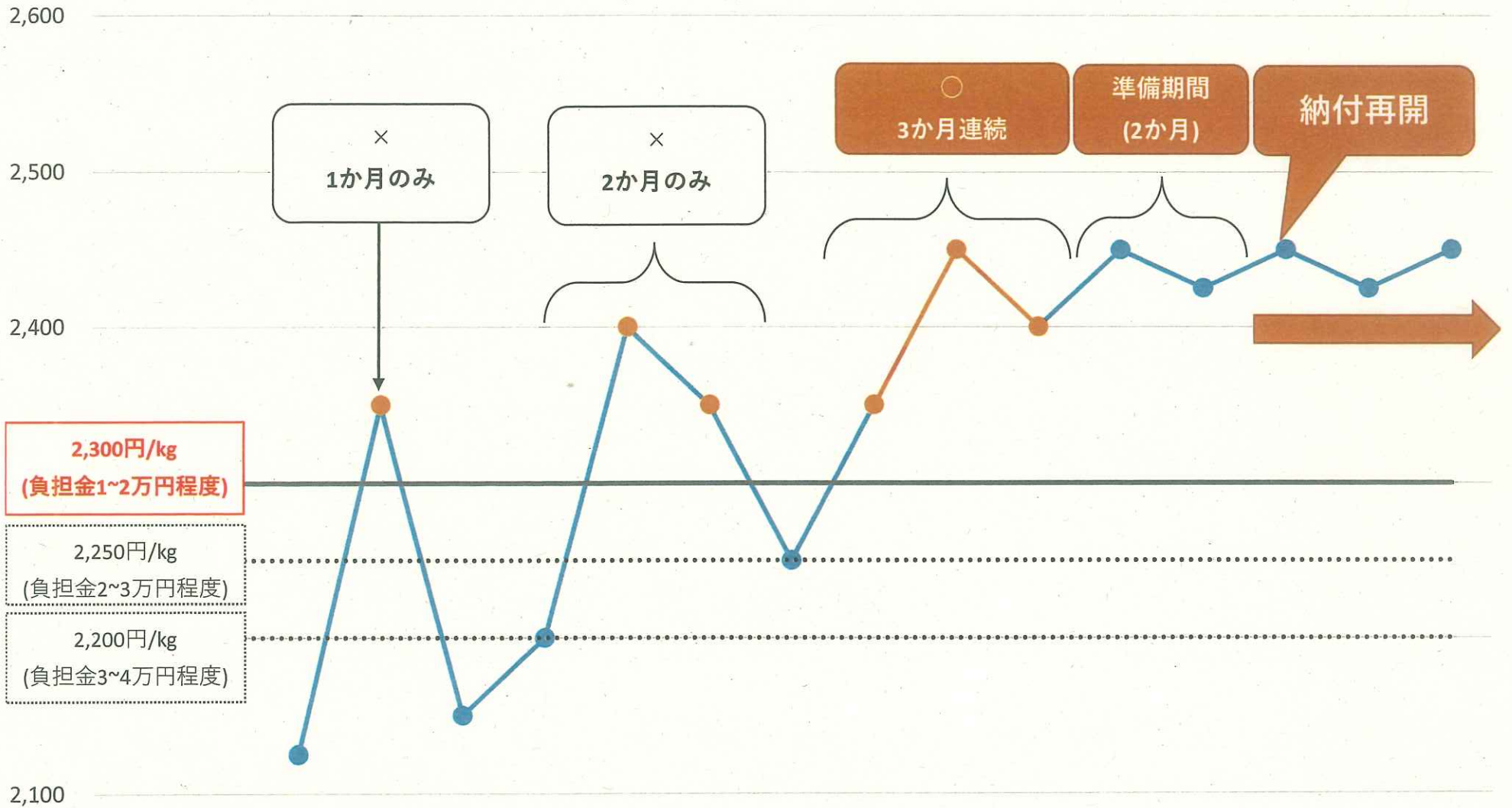
お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産企画課：03-3502-0874

（独）農畜産業振興機構：03-3583-8562

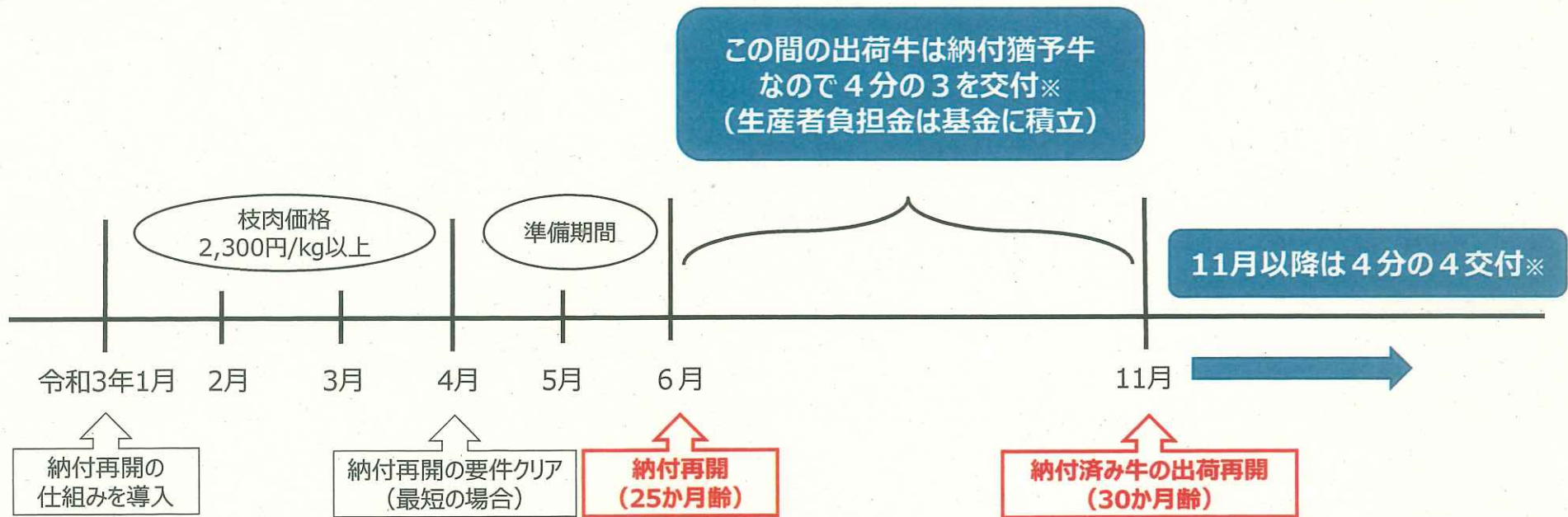


# 牛マルキン生産者負担金の納付再開 (イメージ)





## 牛マルキン生産者負担金の納付再開（最短の場合）



※実際は、納付済予牛及び納付済み牛の出荷時期は、農家又は肥育牛ごとに異なる